

第 1 章

事例集作成の目的・構成及び提示方法

第1章 事例集作成の目的・構成及び提示方法

1. 事例集作成の目的

本事例集は、これからビオトープを実際に整備・管理する事に関わろうとしている方々に参考としていただけるように、千葉県的事例を可能な限りたくさん集めました。

対象となる事業や取り組みについては、各区域毎に整備主体や立地タイプ⁹から探せませす。また、整備・管理のタイプからは、守り方（保持方）、つくり方（復元型）が探せませす。

2. ビオトープの概念

本事例集における「ビオトープ」の定義は、マニュアルにも記載されています。

本事例集で定める「ビオトープ」とは、「多様な、または貴重な野生生物が生息・生育する空間であり、その状態を保持または目指して管理される場所」とします。

つまり、

①空間としては、本来の自然の環境であるか、人がつくり出した環境であるかは問わず、多様な、または貴重な野生生物が生息・生育している空間。

であって

②その空間が現に生物の生息・生育環境として好ましい状態であれば、その状態を維持するように管理されている空間であり、また、現在、生物の生息・生育環境として改善が求められる場合には、その方向で人手が加えられるなどをして管理されている空間。

としました。

なお、ここでの「管理」とは、空間の所有権もしくは利用権に基づいて行う狭義の管理としての意味だけではなく、空間に法的指定をかけて保全する「自然公園の管理」などや、空間に対して所有権などの権利も無く、また法的な裏付けなどが無くても生物の生息・生育空間を維持したり、改善したりする各種の活動も「管理」という言葉に含んでいます。

したがって「管理されている空間」とは、例えば公共団体が整備し、管理を行う公園や河川、あるいは法律や条例などで指定がされている国定公園や自然環境保全地域などの場、法的指定はされていないが上記の目的の基に活動を展開しているフィールドなど様々なものを含んでいます。

3. 事例集の構成及び提示方法

(1) 事例の収集方法と選定

本事例集に掲載した事例は、千葉県内で行われている国の事業、市町村の事業、企業の取り組み、地域や学校の取り組みであり、平成8～13年度の5年間の間に文献、学会誌、

NPO 情報誌、新聞記事、アンケート、ヒアリングなどにより収集した多くの事例からピックアップしたものです。

平成 10 年度は県庁内各部署を対象にビオトープ関連事業についてのアンケート調査を実施し、平成 11 年度は県内市町村にも同様のアンケート調査を実施しました。さらに平成 13 年度では最新の情報を把握すべく、県庁内各部署及び全市町村のビオトープ関連部署を対象に再度アンケート調査を行いました。一方、学校におけるビオトープの取り組みについては、平成 12 年度に県内全小学校に対しアンケート調査を行うと共に平成 13 年度には現地視察及びヒアリング調査を実施しました。また、地域におけるビオトープの取り組みについては、平成 13 年度に（財）千葉県環境財団が発行している『環境パートナーシップちばくダイレクトリー 1997 >』と『環境ボランティアネットワーク便覧 1999 ～ 2000 年版』からビオトープの保全・整備に関わる活動団体を選定し、環境保全活動を行っている NPO や企業を対象にヒアリング調査を行うとともに現地視察を行いました。

このような方法で収集した事例は計 979 件となり、本事例集では今後ビオトープの取り組みをする方々の参考となるような事例 57 件をピックアップし、その取り組みを詳しく紹介しています。

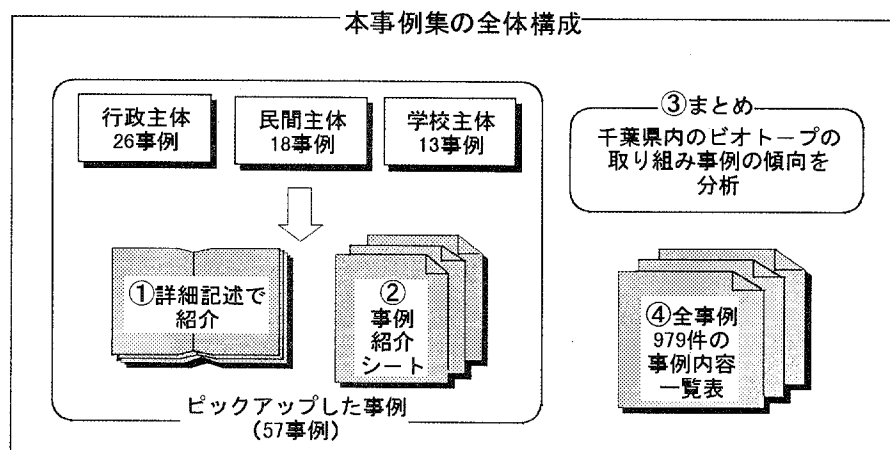
(2) 事例集の構成と提示方法

1) 全体構成

本事例集は、次のように構成されています。

選定した 57 事例を

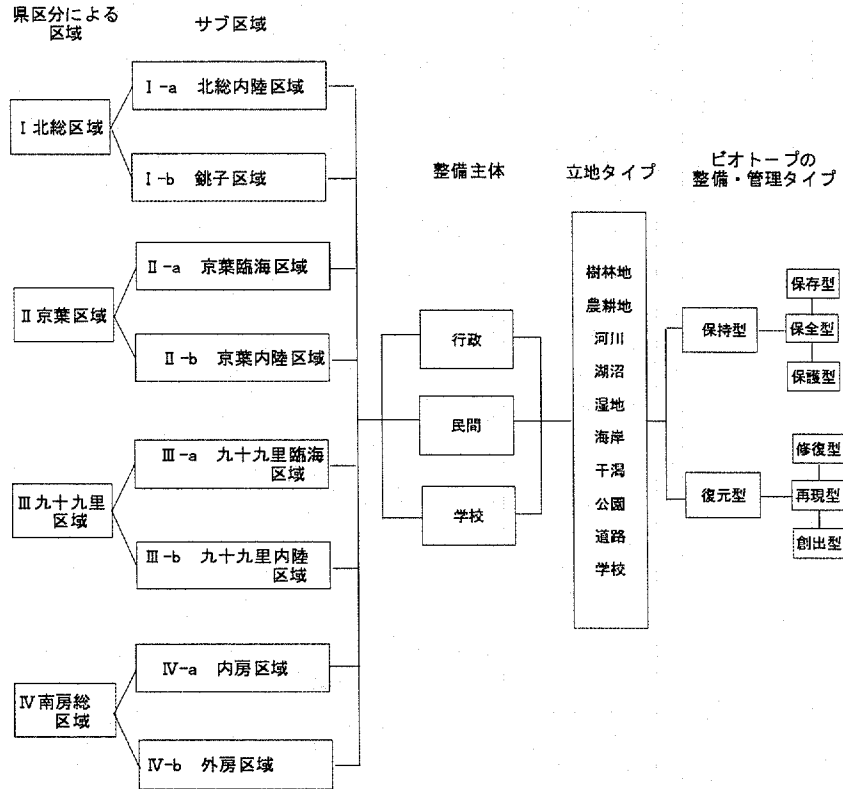
- ① 詳細内容
- ② 事例紹介シートで紹介
- ③ 事例紹介の後にはビオトープの取り組みを分析し、まとめとして整理
- ④ 巻末には全事例 979 件を一覧表として掲載



2) 事例の整理手順

本事例集では事例を①県区分、サブ区域、②整備主体、③立地タイプ、④ビオトープの整備・管理タイプの順番で整理し、紹介しています。

事例整理 フロー



① 県区分

県土を地形や植生、土地利用や人口密度などの観点から大きく4つ（I 北総区域、II 京葉区域、III 九十九里区域、IV 南房総区域）に区分するとともに、さらにそれぞれを2区分し、それらをサブ区域として整理しました。（I-a 北総内陸区域、I-b 銚子区域、II-a 京葉臨海区域、II-b 京葉内陸区域、III-a 九十九里臨海区域、III-b 九十九里内陸区域、IV-a 内房区域、IV-b 外房区域）。

<県土を分けた区域・サブ区域の設定に用いた指標>

①地形（流域、地形）

ア 流域

房総半島内陸部丘陵地帯を主な源流域として、東西に河川が配置され、それぞれ太平洋及び東京湾に注いでいます。

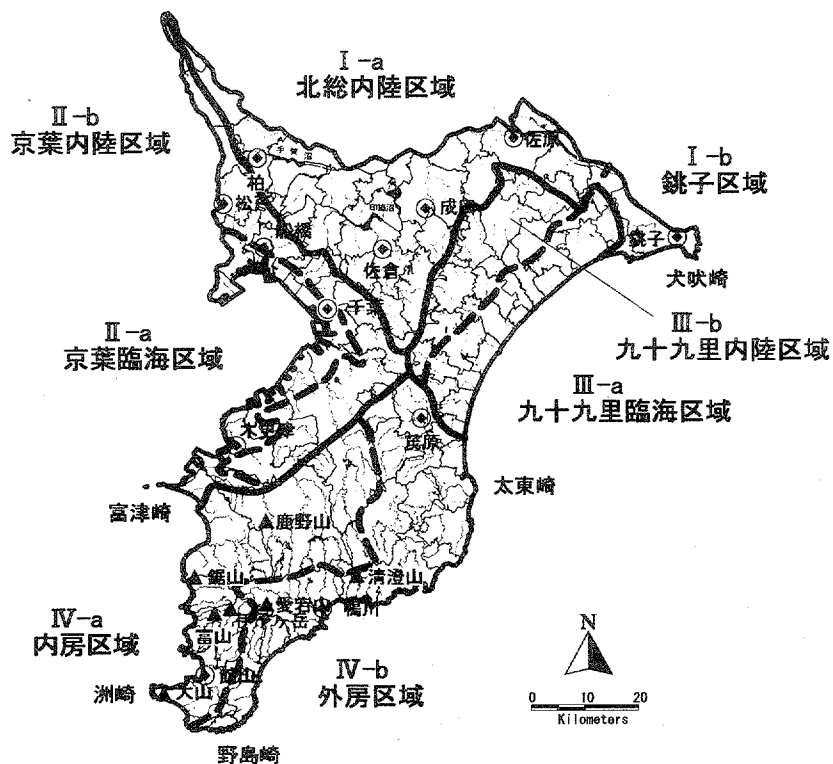
・このため、大まかな流域区分を見ると半島を南北に縦断する尾根ラインを境界として「太平洋側流域」と「東京湾側流域」に区分されます。

イ 地形分類

広域的な地形についてみると、房総半島は「丘陵地」、「台地」、「沖積平野」「埋立地」と大きく区分されます。

② 植生（種子植物からみた県内自然区）

自生する種子植物種の分布傾向から、県内の自然区として「南房総区」、「両総区」、「九十九里区」、「銚子亜区」に区分されます。（出典：「千葉県の自然誌 本編1」（1996、千葉県）



区域・サブ区域設定図

②整備主体

整備主体毎に行政・民間・学校の3つに分け、事例を整理しました。

③立地タイプ

ビオトープの立地を「樹林地」「農耕地」「河川」「湖沼」「湿地」「海岸」「干潟」「公園」「道路」「学校」「その他」に分け、事例を整理しました。

④ビオトープの整備・管理タイプ

事例内容を踏まえ、その整備・管理の態様から「保持型ビオトープ」と「復元型ビオトープ」に分類しました。なお、「保持型」「復元型」とはそれぞれ以下のものを指します。

「保持型」ビオトープ：現状の自然を尊重し、その自然を目標とする。

「復元型」ビオトープ：現状ではないべつの自然状態を目標とする。

さらに「保持型」「復元型」を細かく分類すると次の6タイプに分けられます。

ビオトープにおける自然環境の整備・管理目標タイプ

タイプ		自然環境の整備・管理目標	例
保持型 (守る)	保存型	現在の自然の姿を、そのままの状態に維持していくこと。	天然記念物（海浜植物、食虫植物群落）等
	保全型	人が利用しながらも、その自然の状態を保つこと。	谷津田の維持、雑木林利用管理等
	保護型	人為影響を排除しながら、変化する自然をあるがまま守ること。	立入制限区域、サンクチュアリ、社寺林等
復元型 (つくる)	修復型	人の手を加えることによって本来の自然に回復させること。	廃田の再水田化、植生回復事業など
	再現型	裸地的状況の場所に本来の自然を復活させること。	都市再開発での自然圏整備等
	創出型	本来の自然の状態にとらわれず、新しい自然を作り出すこと。	埋立地での緑地整備 屋上緑化等

3) 事例（57事例）の提示方法

事例は、以下の項目で紹介しています。

- ①整備区分 → 行政・民間・学校の整備主体別に示しています。
 - ②区域 → 対象地を県区分及びサブ区域で整理しました。
 - ③ビオトープの整備・管理タイプ → 「保持型」「復元型」に分類しました。
- ※ なお、整備・管理タイプは、行政事例については「保持型」「復元型」を各3タイプに分類しています。民間及び学校事例はその関わりと内容から厳密に各3タイプに分類することが難しいため、「保持型」「復元型」で分類しています。
- ④立地タイプ → ビオトープの立地を「樹林地」「農耕地」「河川」「湖沼」「湿地」「海岸」「干潟」「公園」「道路」「学校」「その他」に分けました。
 - ⑤概要 → 行政事例は事業の概略を、民間と学校事例は取り組み内容の概略を示しました。
 - ⑥ビオトープのありか → 「ビオトープのある場所とそれを取り巻く環境」という長い用語を、より簡易な「ビオトープのありか」という用語に置き換えています。
本事例集では「ビオトープのありか」を、
行政事例は「事業対象地」とその周辺環境
民間事例は活動団体の「活動フィールド」の対象地
学校事例は学校敷地内・外における「活動を行っている場」としてしています。
 - ⑦守り方・つくり方 → 守り方では「保全の取り組み内容」を、
つくり方では「整備した具体内容」を示しています。
 - ⑧管理・活用 → 管理は「管理者とその内容」を、
活用は「ビオトープでどのような活用がなされているか」を示しています。
 - ⑨その他 → ここでは問題点及び課題について記しています。

※ なお57事例の事例紹介シートは、「ありか」の項目の上の部分が
行政事例は「事業について」
民間事例は「活動団体について」
学校事例は「主体と概要について」となっています。